

HITTOBE powered by Zero-Ten Park利用規約

第1条（目的）

1. HITTOBE powered by Zero-Ten Park利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、HITTOBE powered by Zero-Ten Park事務局（以下「運営者」といいます。）が運営するコワーキングスペースHITTOBE powered by Zero-Ten Park（以下「本施設」といいます。）の利用にあたり、必要な事項を定めるものとします。
2. 利用者は、本施設を利用するにあたり、本利用規約の全ての記載事項について同意したものとみなされます。

第2条（利用申込及び審査）

1. 本施設の利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、所定の入会申込書を提出後、運営者の審査及び承認を得た上で、運営者の定める会費を運営者の定めた期日までに支払うものとします。
2. 運営者は、前項の審査にあたり、利用希望者に対し、運営者の自由な裁量により審査に必要と判断する資料の提出を求めることができるものとします。利用希望者は、運営者のかかる要請に従い、当該資料を速やかに運営者に提出するものとします。
3. 利用申込、本人確認書類のご提出に関しては、googleフォームの送信により行ってください。
4. 利用希望者に対し、運営者はその自由な裁量により利用申込みを承認し、又は承認しないことができ、承認しない場合はその理由を示す必要はないものとします。

第3条（法人会員・個人会員）

1. 法人会員および個人会員（以下「会員」といいます。）は、下記内容でサービスを受けることができます。

	法人会員	個人会員
月額料金	27,000円（税別）	10,000円（税別）
利用可能人数	3名（会員証3枚発行） ※1名追加ごとに9,000円（税別）	1名（会員証1枚発行）
その他	郵便物受取りサービス附帯	—
会議室	月10時間まで無料で利用可能です。	

1. 全日9時から22時まで本施設を利用することができます（本施設の休業日を除きます）。来訪者は会員と同席かつ1度のお打合せに対し2時間以内での利用に限り、受付で手続き後利用できます。1会員[※]に対して最大3名までの来訪者利用が可能です。ただし、既に会員契約を締結している者、または法人名義により会員契約を締結している法人の従業員その他会員資格を有する者については、来訪者としての利用を認めません。2時間を超えての利用に関しては、運営者は来訪者ヘドロップインプラン（第5条）に規定する料

金の支払いを求めることができるものとします。

※法人会員については、会員証の発行枚数にかかわらず、1会員として取り扱います。

2. 会員は㈱Zero-Ten Parkが運営する他のコワーキングスペースを、月に3回まで、当該施設のスタッフ受付対応時間において、利用することができます。なお、各種オプションはドロップインと同じ条件となります。その他、利用条件は当該施設の利用規則に準じます。
3. ㈱Zero-Ten Parkが運営する他のコワーキングスペースの会員は、月に5回まで、本施設のスタッフ受付対応時間において、受付で所定の手続き後、利用することができます(本施設の休業日を除きます)。
4. 会員の「契約名義」「請求書の宛名」「口座振替の名義」は、同一のものとします。
5. 会員登録にあたり、運営者へ月額料金1ヶ月分(事務手数料)お支払いただきます。初月の月額料金は日割りにて算出いたしますので利用開始日を必ずお申出ください。なお、追加オプションの利用料は日割りで対応はいたしかねます。

第4条 (会員証)

1. 運営者は会員に対し、「会員証」を発行し、貸与します。紛失等に伴い「会員証」を再発行する場合は、4,000円(税別)の費用を会員が負担します。
2. 個人会員申込の場合、他者への「会員証」の譲渡・貸与を禁止します。万が一、他者への「会員証」の譲渡・貸与が発覚した場合は、ドロップインプラン(第5条)に規定する料金の支払いを求めることができるものとします。
3. 法人会員申込の場合、契約法人に所属しない他者への「会員証」の譲渡・貸与を禁止します。万が一、他者への「会員証」の譲渡・貸与が発覚した場合は、ドロップインプラン(第5条)に規定する料金の支払いを求めることができるものとします。

第5条 (ドロップインプラン)

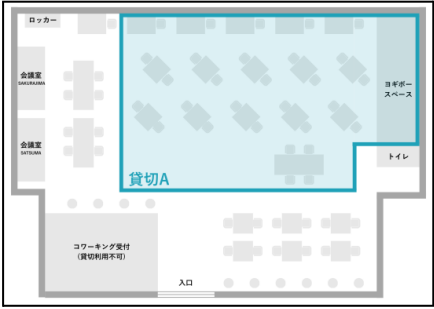
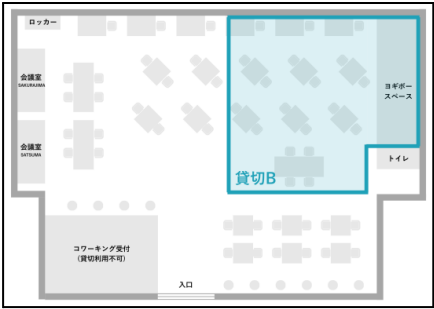
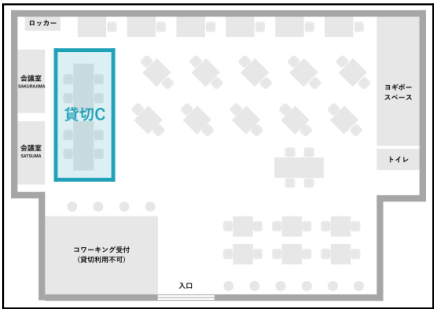
一時利用を指し、1時間500円(税別)、終日1,500円(税別)、全日9時から22時まで本施設を利用することができます(本施設の休業日を除きます)。

第6条 (会議室利用プラン)

コワーキングスペース内の会議室(SATSUMA・SAKURAJIMA)の利用を指し、一般利用者は1時間1,800円(税別)、会員は1時間1,000円(税別)で利用することができます(本施設の休業日を除きます)。

第7条 (イベント・貸切利用プラン)

コワーキングスペースの一部貸切を指し、1時間当たりの利用料金は下記の通りとします(本施設の休業日を除きます)。

(貸切A) 	一般利用者: 15,000円(税別) 会員: 7,500円(税別)
(貸切B) 	一般利用者: 8,000円(税別) 会員: 4,000円(税別)
(貸切C) 	一般利用者: 3,000円(税別) 会員: 1,500円(税別)

第8条 (サービスの内容)

本施設において会員が利用できるサービスの内容は、次の通りとします。なお、運営者は必要に応じて、本施設及び本サービスの内容を変更することができるものとします。

無料サービス	Wi-Fi接続サービス ウォーターサーバー
有料サービス	ロッカー貸出 ※住所利用については第9条をご確認ください。 ※郵便物受取りサービスについては第10条をご確認ください。

ドロップインプランは無料サービスが対象となります。

第9条 (住所利用)

法人登記のため住所利用サービスを申し込んだ会員は、運営者所定の審査を経てサービスが利用可能であると判断された場合に限り、当社から明示された住所を自らの法人登記に利用することができます。なお、会員が法人登記を行う際は、所定の手続きをもって申請をしなければなりません。

第10条（郵便物受取りサービス）

1. 郵便物の受取りサービスは、法人会員は月額プランの附帯サービスとします。個人会員は月額5,000円（税別）で申込することが可能となります。
2. 冷凍又は冷蔵が必要なものについては対応いたしかねます。
3. 会員退会日以降、届いた当該会員宛の郵便物は発送元に返送します。

第11条（利用期間）

1. 本施設の会員利用期間は、次の通りとします。

① 月額プラン

初回利用期間は本サービス契約成立日からその3ヶ月後の末日までとし、利用期間満了の1週間前までに運営者又は利用者が相手方に更新拒絶の申入れをしない場合、本サービス契約は更に1ヵ月間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

② 年額プラン

初回利用期間は本サービス契約成立日からその1年後の末日までとし、利用期間満了の1ヶ月前までに運営者又は利用者が相手方に更新拒絶の申入れをしない場合、本サービス契約は更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

2. 年額プランにおいては、利用者及び運営者は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面または所定の方法により通知することにより、本利用契約の全部又は一部を解約することができます。

第12条（解約方法）

1. 更新拒絶の申入れ又は年額プランの解約をする場合、前条記載の期限（月末が受付業務休業日の場合はその月の最終営業日）までに、原則として受付スタッフへ直接ご申告ください。受付での手続きができない場合には、hittobe2022@gmail.com宛までEメールでご申告ください。Eメールでのお手続きの際には、上記メールアドレスから受信できるように、適宜メールの設定を実施ください。会員の不備により受信ができなかった等の場合には、運営者では責任を負いかねます。なお、本施設のサービスにつきましては、利用期間が終了する当月末日までご利用いただけます。
2. 住所利用をし、住所を法人登記されている会員は、利用期間終了時に速やかに当該登記を変更してください。
3. 契約最終日の本施設の受付時間内に、会員証、ロッカーの鍵（該当者のみ）を速やかに返却してください。

返却がなかった場合、運営者が鍵交換、会員証の再発行等に要した費用を会員が負担します。

4. 解約後に会員が登記の変更手続きを行わなかったことにより運営者が損害(弁護士費用を含みます。以下同じです)を被った場合、その損害を会員が補償します。

第13条（注意事項・禁止事項）

注意事項・禁止事項は下記の通りです。

分類	注意事項
喫煙	全面禁煙です。
ゴミ	ゴミの処分は会員およびドロップイン利用者が各自で行ってください。処理に際しては、本施設のビル及び地域の規則に従ってください。
飲食	本施設内の飲食は原則として飲み物・軽食(弁当可)のみとします。他の会員の作業の妨げにならない程度のものとし、臭気が強い飲み物・食べ物をご遠慮ください。また、運営者の事前承諾のない場合、アルコールの摂取及び提供等はできません。
駐車場	会員およびドロップインプラン利用者、来訪者用の駐車場・駐車場割引はございません。施設近隣のコインパーキングを利用してください。
会議室	会議室の利用は予約制とし、予約はWeb予約システム又は受付にて行ってください。 来訪者のお客様との打合せに共有スペースのご利用は可能ですが、周囲の迷惑にならないようご配慮ください。来訪者の入館がある場合は、必ず受付にて所定の手続きを行ってください。
その他	貴重品及び私物の管理は各自管理をお願いします。盗難や紛失等に関して、運営者は一切の責任を負いません。 体の汚れ、体臭などにはご配慮願います。

禁止事項
1 動物の連れ込み、水槽等の設置
2 運営者の許可なく音楽やTV(インターネット放送)により音を出す行為
3 電話・スカイプ・打ち合わせ等の際、他の会員の作業を妨げるほどの迷惑音を出す行為
4 共有スペースの継続的な利用(私物の放置を含む)や場所取り行為
5 ネットワーク環境において盗聴、データ盗難等の不正行為
6 一方的な勧誘や告知行為、宗教等の勧誘、運営者の許可のないビラの配布等
7 危険物搬入等、本施設が入居する建物の保全に害を及ぼすおそれがある行為
8 本施設が入居している建物の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある行為
9 本施設を利用する地位・権利を譲渡、貸与すること又は担保の用に供すること
10 住居、風俗営業、有害物質・危険物質の取扱い等、利用申込書に記載する業務内容以外に使用するこ

と

- 11 営者の事前承認なく、本施設に造作、設備、家具等を設置すること
- 12 危険ドラッグ、大麻、覚せい剤、麻薬等を所持、使用、製造、栽培、販売又は販売する目的で保管若しくは陳列する場所として使用すること
- 13 他の会員に迷惑を及ぼすおそれがある行為
- 14 火気を使用する作業又は火気を使用する機器を設置すること
- 15 必要な許認可なくして営業すること
- 16 運営者及び他の会員へのネットワークビジネスや宗教等の勧誘行為
- 17 上記各項目の他、運営者と会員間の信頼関係を破壊する行為を行うこと

第14条（反社会的勢力の排除）

利用者及び運営者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

1項

- 1 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」と総称する。）ではないこと。
- 2 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- 4 本契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2項 本施設利用者又は運営者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ①前項1又は2の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- ②前項3の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
- ③前項4の確約に反した行為をした場合

- 3項 運営者は、本施設利用者に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

- 4項 運営者は、会員が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- 5項 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第15条（契約解除）

利用者が次のいずれかに該当するときは、運営者は何ら通知催告なしに会員との契約を解除し、退会を求めることができるものとします。この場合、会員が被った損害につき運営者は一切の責任を負担せず、運営者が受領済みの会費等は返還しません。

1. 申込書の内容について虚偽の事実が認められた場合、または事実と異なる情報が判明した場合
2. 公序良俗に反する行為を行った場合
3. 反社会的勢力との関係が判明した場合、またはその疑いが合理的に認められる場合
4. 公的機関（警察・行政・税務当局等）、弁護士等による調査・照会等が行われ、運営者が本施設の信用・安全の確保上、利用継続が適当でないと判断した場合
5. 本施設住所を用いて法令に反する行為、または社会的に不適切・不誠実と判断される事業活動を行っているおそれが認められた場合（事業実態がない事業者も含む）
6. 本施設住所が詐欺、無許可営業、反社会的行為、またはその準備行為に利用されている可能性があるとして運営者が判断した場合
7. 利用料金等その他運営者に支払うべき金員を1ヶ月以上滞納し、運営者からの期日を定めた催告に応じない場合
8. 各運営施設を故意又は重大な過失により毀損した場合
9. 各運営施設又は運営者の名誉、信用を傷つけ、各運営施設の秩序を乱した場合
10. 本規約に違反した場合
11. 仮差押え、仮処分、強制執行、破産の申立、民事再生の申立、会社更生の申立、解散又は死亡、後見開始の審判等があったとき
12. 資産、信用又は事業に重大な変更が生じ、各運営施設の利用を継続し難い事態となったと運営者が認めたとき
13. その他、運営者が総合的に判断し、不相当と判断したとき

第16条（その他）

運営者は、運営者の自由な裁量により変更する必要があると判断したときは、本規約、その他各運営施設の管理・運営に関する事項の変更・廃止等を行うことができ、その効力は全ての利用者に及ぶものとします。かかる変更、廃止等の会員への通知は各運営施設Webサイト、各運営施設内の所定の場所に掲示、その他運営者が適当と判断する方法により通知を行うことをもって効力を生ずるものとします。